

第10章 「三者会談方式」と恒久救済の展望

1. 「三者会談方式」による救済事業の到達点

(1) ひかり協会発足当時の期待と不安

1974年4月にひかり協会が設立され、「三者会談方式」による被害者救済が開始されることとなった。しかし、急な展開であり、しかも前例のない方式による救済であったため、期待とともに不安や疑問をもったままのスタートだったというのが当時のいつわらざる状況であった。

曾田^{たけむね}長宗初代理事長は、ひかり協会会報創刊号で「果たしてこの事業が成功を収めうるか否かについて、十分な確信が持てなかった」と設立当時の心境を正直に述べている。一方で、守る会運動を熱心に行ってきた親の中には、ひかり協会職員に対し「(ひかり協会は)苦しい闘いの末に作ったものだから、森永乳業の防波堤になるなよ」と職員に厳しく忠告する人たちが相当数いた。

実際、初年度に、ひかり協会と常時連絡を希望するかどうかを親に問うアンケート調査を行ったが、協会との連絡を常時希望する(アンケート①対象者)という回答したのは、当時の被害者12,401名のうちわずか3,182名にとどまるという結果であった。被害者を恒久的に救済するという趣旨に賛成であっても、ひかり協会が何をしてくれるのかが具体的には分からなかったため、「三者会談方式」による被害者救済というものに十分な確信を持つ被害者や親族はそれほど多くはなかったと思われる。このような状況の中、初年度になんらかの事業を受けたのは1,638名にとどまった。

(2) アンケート①対象者の増加と様々なニーズへの対応

その後、アンケートに無回答であった親族6,874名に対し職員らが粘り強く働きかけ、その多くがアンケート①対象者となった。その数は当初の3,182名から増加し続けて1991年度には6,548名となり最大数を記録した。これはスタート時の3,182名と比較すると2倍以上である。(その後は主に死亡のために減少し、2024年度は5,233名)

また、前章までに述べたように、相談事業を柱とした救済事業を確立し被害者のニーズに応える事業内容に発展させてきた。

当初は、救済事業が開始されるまで放置されていたに等しい被害者たちの健康状態や生活状況は把握されておらず、したがって、どのような救済事業を必要としているのかも全く不明であった。また、ひ素による被害は中枢神経系の障害が多発することを特徴とするが、それ以外の障害・症状も多く、さらに被害者の人数も多いことから、多岐にわたる課題に対する救済を事業化する必要があった。

こうして、アンケート①対象者のニーズを把握するため、相談事業を重視して取り組むこととなった。同時に被害者の実態把握調査も始まり、開始間もない救済事業に生かされた。

ひかり協会設立4年目には、救済の3原則(①救済は自立と発達の保障を図る事業 ②救済は総合的事業 ③個別対応こそ生きた救済)を確立し、職員も専門家もその原則に沿った相談事業を積極的に進めていった。

地域救済対策委員をはじめとする保健医

療、法律、教育、福祉等の専門家は、常時300名以上が協力して、個別の救済について検討し援助をするとともに、事業の方向を決める時にも意見を出し、より質の高い救済事業を実現する役割を果たした。

さらに年齢が上がることによって被害者のニーズも変化するため、それに応えた事業となるように、「被害者救済事業のあり方」を20歳代、30歳代、40歳以降と、およそ10年ごとに大きく改正してきた。（さらに「40歳以降のあり方」は、2012年度、2021年度に大きな見直しを行った）これも、恒久救済事業を被害者にとって有効なものにするうえで必要不可欠な取組であった。

こうして、現在では高齢期を迎えた被害者が必要とする事業内容を展開している。

（3）事業を受けた対象者の増加

そして、被害者自身が被害者救済事業に協力する救済事業協力員活動の進展とともに、いっそう多数の被害者が事業を受けるようになった。例えば、救済事業協力員活動の中で、体調不良の被害者に対して、医療費援助制度

を知らせたり、ひかり協会に相談するよう勧めたりすることによって、ひかり協会の事業を受ける被害者が増加していった。

このような取組もあり、2024年度には、生活手当・調整手当・健康管理費特1級対象者は583名、健康管理費（1・2級）対象者は151名、医療費援助受給者は3,801名、職員による相談は1,672名、救済事業協力員による「呼びかけ」対象者は4,029名となっている。単純な集計はできないが、アンケート①対象者のほとんどが何らかの事業を受けていると思われる。初年度と比べるまでもなく、被害者にとって救済事業の存在は大きなものとなっている。

その結果、今日では、ほとんどすべての被害者が「ひかり協会はいつまでも存続して最後の一人まで救済してほしい」と願うようになった。これは、同時期に起こった他の様々な公害被害者の救済と比較しても、事業の内容、規模や期間などにおいて、高い到達点にあると言える。この高い到達点を生み出した最大の要因は、ひかり協会方式とも呼ばれる「三者会談方式」である。

2. 「三者会談方式」の特徴

守る会の親達をはじめとする関係者が選んだ「三者会談方式」の特徴とはどのようなものか。次の三つの特徴がある。

（1）一時金解決でなく恒久救済の道

事件の解決方法として、「一時金による損害賠償の道」ではなく「親の願いから出発した子どもを救い守るという恒久救済の道」を選んだ。これが一つ目の特徴である。

わが国の制度では、不法行為に対しては、裁判所が判決を下し、これにしたがって一時金による解決が図られる。同時期に発生した

他の多くの公害事件でも、その解決方法が取られた。しかし、守る会の親たちは、特に「14年目の訪問」以降事件が再び世に出てからは、一時金の獲得を目的とせず、金銭では解決しない「子どもを救い守る」ための恒久救済実現を掲げ続けてきた。

これは他には見られない、森永ひ素ミルク中毒事件の解決方法の特徴である。被害者が乳幼児であり、丸山報告時（1969年）でも14～5歳という成長期であったため、運動の中心は親であった。その親の願いは、「子どもをもとに返せ。子どもを救い守ってくれ」という事件発生当時の願いであった。親

への慰謝料や一時金要求とは次元の違う要求である。その願いの実現のために、被害者と一生かかわってくれる恒久救済という解決方法を選択したのは、親として一致する自然な選択であった。

ひかり協会は、まさにこの親の願いを実現するために 50 年間歩み続けてきたのである。



現在も脈々と続く「三者会談」(2024 年 8 月)

(2) 判決でなく三者の確認書に基づく救済

この恒久救済を実現するために、裁判所の判決が和解でなく、また法律によるものでもなく関係三者の合意による確認書を締結し、それを拠り所として事業を実施する道を選んだ。これが二つ目の特徴である。

守る会は訴訟と不売買運動に取り組んだが、いずれも「恒久対策案」の実現を目的とした取組であった。どちらの取組も有利に進むなか、判決が出るまで長年待つのではなく、青年期にある被害者の救済を一刻も早くスタートさせることが重要であると親たちは判断した。これも親として当然の判断であった。

こうして三者会談が始まり確認書が締結された。法廷でも森永乳業や国の態度を確認したのち、守る会は裁判を取り下げた。また、確認書とは別に、ひかり協会と森永乳業との間で救済資金の履行についての契約書及び覚書を結んでいる。このことから、確認書が法律や判決ではないからといって、なんら法

的効力を持つものではないということにはならない。

この二つ目の特徴が救済事業にどのような意義を持っているか。因果関係や加害責任を中心に争って出された判決に従うという方法をとらず、森永乳業は「恒久対策案」を尊重し、すべての対策について救済対策委員会(ひかり協会理事会)の判断・決定に従うことを確約した。

このことにより、「治療、養護、生活保障等に関する事業の対象者の判定は、原則としてひかり協会の判断によるものとする」(第 7 回三者会談確認事項)ことが合意され、「因果関係を問わず全ての疾病を救済の対象とする」事業が進められる事となった。その結果、事業内容の細部まで固定されておらず、ひかり協会で検討して必要なことを事業化することが可能となった。個々の被害者に必要な事業、年代に即した事業が展開されるようになったのである。

また、未確認被害者の救済についても、確認被害者と同様の救済が保障されることとなった。裁判などにより因果関係が証明され被害者と認められた者のみへの救済が行われる方式でなく、ひ素ミルクを飲用したことをひかり協会の認定委員会が認定すれば、救済の対象となるのである。

これらのことは、今日まで 50 年間守られ続けている。

(3) 三者の協力を継続

確認書の調印三者は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力する道を選んだ。これが三つ目の特徴である。

通常は裁判判決による一時金の支払いをもって事件は解決したとされる。しかし、「三者会談方式」では、「この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後厚生省、「守る会」、「森永乳業」は、それぞれの立場と責

任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続」するとしている。そして、救済事業を実施するひかり協会にそれぞれが全面的に協力することを約束している。

行政の立場は、単なる仲介やあっせんの立場からではなく、「三者会談」も「被害者の立場に立って話し合いを進める」（第1回三者会談確認事項）というものである。

また、守る会も、加害企業に救済をさせて被害者は救済の受け身に徹するということはしなかった。被害者団体でありながら、救済事業の実施に主体的に責任を持ち、ひかり協会の理事や現地事務所所長に就き、また、定期的に事業に対し意見や要望を出すのである。この姿勢は被害者の代になっても引き継

がれ、今日も多くは被害者自身が被害救済を進めるうえで大切な役割を果たしている。

こうして、三者は、「たたかう関係」から、被害救済のために「協力し合う関係」に大きく転換し、そして50年間救済事業実施で協力し合って、今や「信頼し合う関係」へと発展して来た。数ある公害事件の中でも、ほとんど見ることのできないこのような関係は、「三者会談方式」が生み出したものである。また、今日多くの被害者の生活と健康を守り支えている充実した救済事業内容も「三者会談方式」によって生み出されたものである。恒久救済を実現するために「三者会談方式」を選択したからこそ、今日見られるような救済事業が展開されたと言っても過言ではない。

3. 三者の果たしてきた役割

確認書では「今後、厚生省、守る会、および森永は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認」とある。三者は、それぞれどのようにその約束を果たしてきたのかについて明らかにする。

（1）守る会の果たしてきた役割

「三者会談方式」による救済事業を維持し発展させるために守る会が果たしてきた最大の役割は、確認書調印団体という立場と責任のもと、主体的に救済事業に取り組んできたことである。

確認書を締結した当初から、守る会は「これで事件は解決したので、守る会の役目は終わった」という方針は取らなかった。守る会はひかり協会設立と同時に「ひかり協会発足にあたっての声明書」を発表し、その中で「守る会の会員、被害者およびその家族のかたがたは、傍観して法人の活動をまっけて与えられるものがないことを理解され守る会の中

心とする諸活動に積極的に参加することをつうじて、ひかり協会を真にひかり輝くものとならせるよう格段のご努力をお願いする次第であります」と述べ、ひかり協会に積極的に協力する方針を明確にしていた。

その方針に基づき、次のような主体的協力を行った。

①守る会役員のひかり協会役職員への就任

守る会は、「恒久対策案」を作成した段階では、中央救済対策委員会（＝ひかり協会）は専門家のみで構成するべきだと考えていた。しかし、準備を進める中で専門家から「守る会が入って積極的に運営の中心になる理事会でなければ協力が困難である」との意見が出された。これを受けて、5名の守る会役員がひかり協会の理事（当時の理事定数20名）に就任し、被害者側の立場と責任において救済機関の運営に直接携わることとなった。現在も、評議員5名（定数20名）、理事3名（定数9～12名）、監事1名（定数2名）に就任して主体的役割を果たしている。

また、現地事務所長はすべて守る会都府県本部の役員であった。これは発足して間もないひかり協会の運営は困難が予想されたので、事務所運営を軌道に乗せるため、守る会全国本部が決定した方針であった。各地の役員はその方針に対して、専従か非専従かの違いはあったが、献身的に応えたのである。

こうして、本部でも現地でも、ひかり協会設立間もない頃から、守る会役員が救済事業に直接かわり、主体的に責任を果たしたのである。

②ひかり協会と守る会との関係

ひかり協会と守る会との関係を定式化するにあたっては若干の紆余曲折があった。

ひかり協会が発足した時に守る会が最も心配したことは、ひかり協会がかつての五人委員会のような機関になりはしないかということであった。そのため、「ひかり協会は被害者を真の主権者とし、守る会の主導権のもとに運営されるものであって、国および森永はそれに対して、全面的、無条件に協力すること（1974年8月守る会第6回全国総会）と強調した。しかしその点を強調するあまり、「ひかり協会は全て守る会の言うとおりにすべきだ」という考えも出された。

これに対し、守る会は拡大常任理事会（松山合宿）統一見解（1975年5月）を決定し、「守る会とひかり協会とは明らかに別個のものであるが、被害者救済の目的においては完全に一致し、両者それぞれの主体性において不足の部分を補完し合うことにより、そこに初めて真の恒久救済の体系が実現するものである」と、相互の位置づけを明確にした。

その後「20歳代のあり方」討議において、「守る会と協会の一元化体制を確立する」（1978年8月守る会第10回全国総会）としたが、「一元化」が「一体化」と解釈され、お互いの主体性を損なう恐れが生じたため、1984年6月守る会第16回全国総会で、それぞれの主体性を尊重しつつ被害者救済の実現に向け、互

いに信頼し協力し合うことを再確認し、定式化された。

その時期に、守る会と被害者の会とひかり協会の三者によって「30歳代のあり方」検討が現地でも本部でも熱心に行われた。この三者懇談会という対等平等な関係で話し合う場が救済の推進力になることが実践的に証明された。その後、被害者の会が解散し、守る会とひかり協会による二者懇談会に替わったが、二者懇談会（ブロック二者懇談会を含む）は事業推進の軸として重要な位置づけをされ、今日でも救済事業を実施するうえで不可欠な存在となっている。

③被害者会員による救済事業協力員活動の発展

以上のような経過をたどって、守る会は、三者会談調印団体という立場と責任のもと、主体的に救済事業に取り組むという役割を果たしてきたが、被害者が運動の中心を担うようになってからの傑出した活動は、救済事業協力員活動である。

他の公害被害者団体の活動の中にもあまり見ることのできないこの救済事業協力員活動には、次のような特徴がある。

第一の特徴は、「被害者としての連帯感・仲間意識を原動力の中心としている」ことである。親の時代は、子どもに対する深い愛情を原動力とし、幼い命を守る責任感や加害企業に対する怒りをもって活動が進められていた。被害者世代は、親達の人道主義的なたたかい方に感銘し、受け継ぐために運動に加わったが、その原動力は連帯感・仲間意識が主たるものであった。それは仲間としての出会いや共感を大切にし、障害のある被害者とともに体験を積み重ねることによって生まれたのである。この延長線上で生み出されたものが救済事業協力員活動であった。

第二の特徴は、「守る会の組織的な協力によるものである」ということである。現地二者懇談会で救済事業協力員候補者が推薦され、両者の合意が得られれば正式に委嘱され

る。原則として守る会会員が推薦される。守る会都府県本部は、「おたずね」活動や「呼びかけ」活動を推進するために必要な数の救済事業協力員を確保しようと、様々な場を利用して拡大を図った。

そして、救済事業協力員活動の方向性や目標などを決める時には守る会組織として意見・要望を出し、責任を持ってこの活動を進めてきた。ひかり協会として2005年、2014年の二度、大規模な全国協力員研修会議を開催したが、その運営にあたっては守る会が全面的に協力し、組織的に取り組み、成功させた。

以上のような特徴によって、救済事業協力員活動は、守る会の救済事業への主体的協力の中でもひときわ輝く活動となっている。

④自主的グループ活動とふれあい活動

救済事業協力員活動を土台にして発展した自主的グループ活動やふれあい活動も、被害者の仲間意識が生み出した独創的な活動である。

自主的グループ活動は、1986年に制度がつくられ、取組に対する援助が開始された。当時被害者は31～2歳になっており、やがては守る会を担うべき勢力になることが求められていた。しかし、当時の被害者の会に集まる被害者数は250名前後であり、量的にも守る会を担うには不十分であり、守る会では「受け皿総合5ヵ年計画」という被害者の質的量的な強化に取り組んでいた。

その中で、まず被害者同士顔を合わせ、知り合い、語り合うことによって、仲間としてのつながりを強めていくために、自主的グループ活動が制度化されたのである。だが、当時その活動に積極的に取り組んだ被害者は限られており、大きな広がりは見られなかった。

やがて、先に述べた救済事業協力員活動が強化され、救済事業協力員数が徐々に増え、守る会活動への被害者の参加が増える中、健康づくり活動をしたり、親から事件と闘いの話を聞いたり、障害のある被害者の社会参加を支援したりするグループ活動が毎年各地で

開催されるようになった。

また、障害のある被害者を守る会会員などが訪問する、被害者仲間ならではの取組であるふれあい活動も、救済事業協力員活動が促進されるなかで生まれ、各地で取り組まれるようになっている。

いずれも、被害者の仲間意識と連帯が生み出した貴重な取組である。

⑤全国単一組織の堅持と被害者への引き継ぎの成功

以上のような取組があるということは、ひかり協会に積極的に協力するという事業開始時に表明された守る会方針が被害者にも引き継がれ、着実に実践を積み重ねてきたということである。そして、このことを組織上可能にしたのは、守る会が全国単一組織を堅持し続けることができ、親族から被害者へ引き継ぐための「受け皿計画」が成功したからである。

守る会は、1986年に組織問題が発生し、分派組織が生まれたり幹部が除名されたりした。さらに、「救済か賠償か」をめぐる激しい意見の応酬がされる時期もあった。近年になっても、全国本部の提案方針に対して反対意見が出されることもある。

しかし、守る会は激しい意見のやり取りはしても、組織を割るようなことは回避し、唯一の被害者団体として存在して来た。これは1969年に守る会が再結集した時に、1955年当時は府県単位組織の協議会方式で団結力が弱かったことを反省して、「この守る会を自らの瞳のように愛し守ろう」と誓い合い全国単一組織としたことに始まる。その伝統を受け継ぎ、今日も唯一の被害者団体として存在しているのである。守る会の団結が弱まれば恒久救済も危うくなるといっても決して言い過ぎではない。

また、親の組織であった守る会を被害者本人が引き継いだことも救済事業を存続するうえで重要な意味があった。三者会談調印団体である守る会は、他の二者と同様、他に替え

ることが出来ない団体である。そのような立場と責任がある守る会の構成員に、親が高齢になったからと言ってひかり協会職員や支援者等第三者を加えることは当事者主体の原則から外れるとの考えが強まり、組織は親から被害者へ引き継がれることになった。こうして、守る会は親から被害者への「受け皿5ヵ年計画」を二次にわたって取り組み、量的にも質的にも被害者が担えるように強化育成したのである。

長く被害者を支援していた森永ミルク中毒被害者弁護団長の中坊公平氏は後年になって「守る会の中心が親から被害者本人へきちんと引き継がれた。これに一番ほっとしている」と述べている。(守る会機関紙「ひかり」2005年4月)多くの関係者の気持ちを代表した言葉であろう。

このような活動を進めることによって守る会組織は強く大きくなり、1974年(ひかり協会設立時)に1,812名だった会員数は、2024年度には2,429名(被害者会員2,403名)へと増加している。多くの被害者が「三者会談方式」による救済事業に責任を持つ守る会を支持し、主体的に参加しようとしていることの表れだと考えられる。

2024年度に決定した「終生にわたる構想」の中でも、当事者である被害者は守る会として可能な限り長く「三者会談」に出席し、救済事業の完遂に責任を持つことを明記した。今後、守る会の果たすべき役割は極めて大きい。



毎年6月に開催される守る会全国総会

(2) 国(厚生労働省)の果たしてきた役割

国(厚生省、現在は厚生労働省)も、「三者会談」を中心として、救済事業に行政の立場と責任において協力を続けている。

① 確認書に基づく協力

確認書では、「厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会(注:後のひかり協会のこと)が行政上の措置を依頼した時は、これに協力することを確約する」と明記された。また、それに先立つ第1回三者会談の確認事項では「厚生省は単なる仲介、あっせんの立場からではなく、被害者の立場に立って話し合いを進める」と確認している。

この確認に基づき、第4章の2「行政の協力と公的制度の活用方針」で述べたような行政協力が開始され、発展させてきた。

② 行政協力の仕組みづくり

1985年から労働省(当時)が各都道府県労働局へ「就労指導対象者名簿」を送付し、被害者の就労支援が実施された。2年後の1987年からはひかり協会と労働省の定期協議が毎年1回開催され、2025年まで続いた。この中では職業相談、職場定着、職業紹介、就職などについてひかり協会から行政協力が要請される。1985～2023年度の間にそれらの対応をした被害者の延べ人数は、職業相談1,368名、職場定着1,120名、職業紹介698名、就職364名にのぼり、被害者の労働保障に多大な寄与をしてきた。

翌1988年から始まった「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」も今日まで毎年1回開催されており、自治体の担当者に事件と救済事業が周知徹底され、ひかり協会現地事務所からの行政協力が積極的に応える態勢が出来上がっていった。

新型コロナウイルス対応が発端ではあった

が、現在ではオンラインを活用した会議やYouTube 動画視聴を取り入れることにより、より広範な行政協力への道をひらいている。

1996 年の「三者会談」において、森永ひ素ミルク中毒対策に関する連絡会議の設置などが決議され、厚生省内連絡会議（その後、厚生労働省内連絡会議）の開催により、厚生労働省から市町村までの保健・福祉・雇用・介護関係の行政協力が円滑に進められるようになった。

③円滑な行政協力のための通知の発出

1991 年に出された通知「(財) ひかり協会の実施する事業に対する協力について」(衛食第 91 号)により、保健・医療・福祉などの厚生省関係の行政協力の仕組みが実現した。その後 5 回にわたって改正され、現在では高齢福祉分野での協力についても要請されている。

さらに、近年になっても、ひかり協会や守る会からの依頼を受け、以下のように新たな通知や事務連絡が発出されている。

- ・ひかり協会は、ひかり手当等の対象者が生活保護を受給した場合に支給する「健康管理手当」について、収入と認定する自治体があり、被害者が不利益を被るおそれがあるとして、厚生労働省に対し収入認定から除外する扱いにしてほしいと要請した。それに対して厚生労働省は、「健康管理手当については、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなる」旨の通知（2014 年 8 月 28 日）を発出した。（「40 年史」巻末資料 9）
- ・ひかり協会が住所不明者の住所調査協力などを要請したところ厚生労働省は、「住所不明者の転居先情報の提供について、協力が得られるよう依頼する」旨の通知

（2014 年 12 月 3 日）を発出し、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」で周知を図った。

- ・ひかり協会は重要な施策である障害者総合支援法や自立支援給付と介護保険制度との適用関係について情報提供を要請した。それに関連して厚生労働省は「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを上乘せして支給する」旨の事務連絡（2015 年 2 月 18 日）を発出して周知を図った。
- ・ひかり協会や守る会からの要請にこたえて、厚生労働省は、「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」（2016 年 9 月 26 日）という事務連絡を出し、心身機能の低下等により生活の場を失うことのないように行政の協力を促した。
- ・これまで障害福祉サービスを利用していた被害者が 65 歳以降も量・内容ともに同様のサービスを受けられるようにすべきであるというひかり協会や守る会の要望にこたえて、厚生労働省により事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」（2019 年 1 月 10 日）（巻末資料 11 - 1）が発出された。これは、「一律に判断するのではなく」「被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう」という旨のものであった。
- ・厚生労働省から各都道府県衛生主管部局及び介護保険主管部局あてに事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」（2024 年 6 月 21 日）が発出された。これは、被害者も高齢になり介護サー

ビスが必要になった場合、各自治体や地域包括センターなど関係機関に対しての協力促進を依頼するものであり、被害者の不安を軽減するうえで時宜にかなったものであった。(巻末資料 11 - 2)

④協力依頼のためのパンフレットの作成と活用

以上のように年々、国（厚生労働省）による協力が進むとともに、各都府県、市町村での行政協力が発展するなか、ひかり協会から様々な機関や専門家に救済事業への協力依頼をする場面が増えてきた。これまでは市町村向けに作成された「行政協力パンフレット」を活用することで足りていたが、新たに関係機関や専門家に説明する時に役立つようにと、厚生労働省の推薦を得て、新たに 2014 年 7 月に「関係機関向けパンフレット」を発行し活用を進めた。

⑤行政の継続性の確保

行政協力の取組の歴史を見ても、確認書の締結は、それをもって事件が解決したというのではなく問題解決のための第一歩であったということがわかる。国（厚生労働省）も、その時々にはひかり協会からの依頼に応じ、新たな通知を出したり必要な会議を開催したりするなど、その立場と責任において被害救済のために力を尽くしてきたのである。担当者が替わる時はもちろんのこと、2001 年に省庁再編があり厚生省から厚生労働省に変わった時も、公益法人制度改革により主務官庁が厚生労働省から内閣府に変わった時も、国としての継続性を持って現在まで誠実に責任を果たし続けている。これは称賛すべきことである。

（3）森永乳業の果たしてきた役割

①確認書に基づく責任と協力

加害企業である森永乳業も、確認書調印団体として「それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力する」ことが確認されている。ただし、その立場と責任は、「事件

の責任を全面的に認め一切の義務を負担すること」、また、「（ひかり協会が）必要とする費用の一切を負担すること」など、加害責任を前面に出したものとなっている。

このことは、守る会の「恒久対策案」が述べる「（森永乳業は）正しい反省の上に立って、加害企業としての責任を全うすべきである」を認め、実際に被害者救済を実施していくために当然明記されるべきことである。

②安定した救済資金の拠出

こうして森永乳業は、救済に必要な資金を無条件に負担するという道を歩み始めたのである。ひかり協会が設立された 1974 年度は約 3 億 5 千万円の救済資金受入収入（決算額）であったが、翌年には約 4 億 8 千万円と 137% に増加した。その翌年からも毎年 110% 前後の伸び率で推移し、10 年後の 1984 年にはついに 10 億円の大台に乗った。

当時は、様々な国際情勢、国内情勢があり、森永乳業の経営はたいへん厳しい時代が続いていた。一方、守る会の中にも将来の財源を不安視して、毎年の拠出ではなく「100 億円法人構想による自主運営」が議論されたこともあった。しかし、それは恒久救済を実現するには不足する額であり、確認書の変更にもつながることであり合意はできないとして、1982 年には守る会はこの構想の協議を打ち切った。

その結果、今日まで、次年度に必要な予算をひかり協会が積算し、その額を森永乳業に提示して、ひかり協会は毎年の救済資金を受け入れる方法をとっている。2025 年度の救済資金の受入収入は約 16 億 7 千万円である。設立以来 2025 年度までの総額は、約 699 億円にのぼる。近年はほぼ安定した会社経営が続いており、以前のような財源を不安視する声はほとんど聞かれなくなった。

③森永乳業推薦の協会理事

設立以来、森永乳業の被害救済に対する誠実な姿勢は続いていた。守る会は「40 歳以降のあり方」の討議の中で「財源問題に対する

守る会の方針」を確立し、「守る会と会社との信頼関係の強化」と「加害企業としての社会的責任を果たすこと」を森永乳業に申し入れた。それを受けて「事件の風化を防ぐ社内研修を取締役を先頭に系統的に行うこと」「会社経営の中軸に被害者救済を据えること」という具体的措置が社内で行われた。

このような状況を反映して、守る会常任理事会は「確認書第五項の確約事項の実践の立場からすれば守る会、厚生省、森永乳業も共通した役割、責任を負っている。その責任を忠実に果たす限り、（ひかり協会）理事の推薦から森永乳業のみを除く理由はない」（1998年6月）という方針を公にした。

ひかり協会設立間もない頃には、守る会や被害者親族から「森永乳業は、救済事業に対して、金は出しても口は出さな」と言われてきたが、誠実に責任を果たし続けることによって信頼を得てきた。その結果、1999年4月から、森永乳業が推薦する1名が新たにひかり協会の理事として加わった。そして2003年からは2名に増員された。（その後、公益法人制度改革によって、理事総数が変更されてからは1名となった）

④食の安全・安心と事件の風化防止

救済事業への直接的な責任を果たすというものではないが、事件を起こした森永乳業の責任として、「食の安全・安心を追求する」ということと「事件を風化させず語り継ぐ」ということがある。

食の安全・安心に対する社会の目は、この50年間でますます厳しくなっている。森永乳業は、ひ素ミルク中毒事件の反省に立ち、安

全第一で品質の維持・向上に常に努めてきた。その結果、同じ乳業会社である雪印乳業が事故を起こして経営の危機に直面したが、幸い森永乳業はそのような大事故もなく安全・安心な製品を世に送り出し、安定した救済資金の確保が継続されている。

また、事件を風化させないという点では、社内での風化を防ぐため、③で述べた取締役への研修に留まらず、新入社員研修、主事昇格者研修、全森永労組学習会などで、事件と救済についての熱心な研修が行われている。特に、2011年から毎年、主事昇格者研修（現在はリーダー等級昇格者研修）で守る会全国本部役員等の講話を聴くといった取組がされ、将来の会社の各部門を担う社員に事件と救済の理念・現状などについて周知徹底する教育が実施されている。

全森永労組は、ひかり協会が設立される前から事件解決への支援活動に取り組んでおり、現在も年1回、高野山への慰霊碑参拝やひかり協会本部を訪問しての常勤役員との懇談を継続し、労使一体となって風化防止に努めている。



森永乳業の社員研修

4. 専門家の果たしてきた役割

以上述べたように、救済事業は「三者会談方式」によって開始され、50年以上継続し発展してきた。救済事業を存続させてきた基本的な力は「三者会談の継続」及び「ひかり協

会と守る会の協力関係の強化」であったといえるが、協力専門家が果たしてきた役割にも非常に大きなものがある。その専門家が果たしてきた役割とは、一つは救済事業を開始さ

せるにあたっての役割、二つはより質の高い救済事業を創り上げていくための役割、三つは救済事業を客観性のあるものにする役割である。

(1) 救済事業を開始させるにあたっての役割

ひかり協会が設立されて以降、多くの専門家の協力によって救済事業は支えられているが、ひかり協会が設立される以前から、被害者救済実現を願う被害者と守る会を支援する多数の専門家がいた。そして、その専門家の多くが事件発生当時に被害者を切り捨てた専門家達に対する反省から立ちあがったのであった。

「14年目の訪問」を指導し、その結果を日本公衆衛生学会で発表し、その後の被害者救済開始のきっかけをつくった丸山博教授もその一人である。

丸山教授は法廷での証人尋問の中で「私自身、公的な宣言だけを軽信し、学会も全く問題にせず気付くことが遅かったという批判は甘んじて受けます。私は現在もこのことについては非常に反省しています」と述べている。このような反省のうえに立って、二度と専門家が被害者を切り捨てるようなことがあってはならないと、養護教諭、保健師や医学生らの調査を援助し、再び事件と被害者を世に出したのである。

被害者弁護団団長の中坊公平弁護士も法廷で、「私は、公害事件におきまして、公害の被害者は二度殺されるという警句を思い起こします。1回は事故によって、1回は第三者機関などによって殺されるということです。(中略)少なくとも日本国ではそういう言葉がなくなることを期待して、この裁判を進めていきたいと考えております」と述べ、専門家が被害者の立場に立たず「二度殺す」ような役割を果たしてはならないと主張した。

1965年頃岡山において、守る会からの要請に応じて被害児の自主検診を行った医師のグループがあった。日本公衆衛生学会で丸山教授が報告した内容に対して「臨床データによる裏付けが欠けている」という批判があがった時に、このグループの医師たちは「その臨床データは、ここに、私たちの所にある」と言って反論した。そして「やっと子どもたちの役に立つことができた」と喜び合ったという。

医療、法律、福祉、教育をはじめとする様々な分野の協力専門家は、専門家としての第三者的立場ではなく、被害者や被害者組織と連帯して「恒久対策案」実現という共通目標に向かって手を携えてきたのである。この姿勢は今日まで引き継がれている。

(2) より質の高い救済事業を創り上げていくための役割

ひかり協会が設立され救済事業が開始される前後、被害者と親族から「どのような事業が始まるのか」と期待が寄せられていた。しかし、人類が経験したことのない事件であるため、当時の被害者が直面している問題の把握と将来の見通しに基づいた事業を創り出さなければならなかった。そのために被害者や親族と連帯して様々な分野の専門家が英知を結集し、質の高い救済事業を提起した。

救済の対象は、患者名簿に登録された被害者だけでなく、未確認の飲用者も含めるべきだとする全被害者救済の考えは専門家からも強く支持され、「恒久対策案」に掲げられた。未確認飲用者の飲用認定については、モデルケースの大阪府での認定作業の経験を踏まえ、やがてひかり協会の認定委員会（医師、弁護士で構成）に引き継がれた。現在も、新たに認定される人こそ極わずかになったが、広く社会に門戸を開いた公益法人の重要な公益事業として位置づけられ継続している。

救済事業を進めていく中で、先に述べたとおり救済の3原則というものも確立された。これも専門家のリードによるところが大きい。また、医療については社会保険と公的医療制度を利用し補完的役割をひかり協会が行うという公的制度の優先活用という原則も、守る会と専門家によって確立されていった。将来設計実現においても、障害のある被害者のライフステージごとの様々な課題に対して、事例検討を通じ専門的総合的な助言・援助を行い大きな寄与をしてきた。

近年でも、専門家の意見を受けて、「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」を作成し、被害者の相談支援にあたっている。

今日までの高い救済事業の質を生み出すに至ったのは専門家の協力を得たからである。

(3) 救済事業を客観性のあるものにする役割

守る会は、ひかり協会設立以前から、都府県本部が選任する現地救済対策委員会の設置を急いでいた。実際、1974年5月の設立までに11ヵ所が開所されていた。これは被害者が20歳前になっており、健康や教育に関する不安や切実な要求を持つ親が多数存在していたことの反映であると同時に、協力専門家への信頼が高かったことの証（あかし）でもある。

こうして現地の専門家による相談事業が始まり、被害者や親から持ち込まれる個々の相談をもとに現地救済対策委員会で個別の対応を検討することとなった。

当時は教育相談と医療相談が大半を占めていたが、それまで相談する機会に恵まれていなかった被害者や親族にとって、親身になって相談に乗ってもらえて必要な対応をしてくれる現地救済対策委員会は心から信頼できる場所であった。

やがて20ヵ所に設置され、守る会委嘱の組織からひかり協会の機構として位置付けられるようになり、相談事業の内容も就労や日常生活まで及んだ。そして、地域救済対策委員会と改称した。様々な金銭給付が実施されるようになると、その審査・判定も多くが地域救済対策委員会によって行われることとなった。

守る会は、金銭支給などの審査・判定を被害者組織が行うことについて否定的であった。それは、できるだけ客観的な立場で判定し公平な救済を実施するためであった。

こうして専門家集団である地域救済対策委員会が被害者の客観的ニーズを把握し、科学的で公正な事業実施を保障したのである。このことは、現在では当然のこととして認識されているが、1955年当時の苦い経験に基づき、組織内に金銭問題にからむ無用な混乱を持ち込まず、社会からの支持を得るために守る会が選択した原則的な方針であった。

この原則的な方針をとっていることは、2011年に公益財団法人に移行する時に、事業の質の確保とともに重要視された。

ひかり協会の実施する事業が公益性を有しているか否かを公益認定等委員会が判断するためのチェックポイントの一つとして、「専門家の関与」という項目があった。それは「事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）」、「審査・選考の公平性の確保（例 当該事業が審査・選考をとる場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）」という項目である。社会的に公益法人として認定されるためには、やはり専門家の適切な関与が必須事項なのであった。

ひかり協会では、このような専門家の関与・協力を設立以来今日まで、常に数百名の規模で実施し、質の確保と公正さを保障してきた。また専門家の方々には被害者の立場に立った救済事業を進めてもらっている。今後も、救

済事業がある限り専門家の協力は欠かせないのである。

(4) 学識経験を生かした協力

専門家は、ひかり協会の組織の中では、評議員、理事、本部専門委員、認定委員、地域救済対策委員、地域専門委員、相談員という役割を担っており、学識経験を生かして救済事業への協力をしていただいている。

また、「あり方」検討や「終生にわたる構想」検討など重要な方針に対しても、学識経験のある支援者の立場からの意見を出していただいている。

この間も多くの貴重な意見をいただいたが、ここでは2例を取り上げる。

一例目は、「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」(巻末資料7)の作成(2021年3月決定)である。第8章でも詳しく書いたことであるが、この50年間における障害者の権利や障害者を取り巻く社会環境は大きく変化した。ひかり協会の相談事業においても、当初から障害のある被害者の人権を守り自立と発達を保障する立場を貫いてきたが、加齢に伴い意思決定支援に係る相談の充実が一層重要になってきた。

そこで、「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」を作成することになったのであるが、専門家から「意思決定支援というのは権利擁護支援の一番の中核であること」などが示唆され、たとえ重度の障害があっても、あくまでも本人の意思を尊重することなど、相談事業の基本となる考え方を深めることができた。

二例目は、「終生にわたる構想」(2025年3月決定)の検討である。非常に重要な検討課題であり、被害者団体である守る会からの提

言を受けて、理事会は案を作成し、関係者からの意見を求めた。

当初の案では、「守る会が2036年頃以降は「三者会談」の構成団体から外れるが、厚労省・森永・ひかり協会の三者によって継続する」といった内容であった。

これは被害者団体の決定に基づく提言を受けて作成したものであったが、多数の専門家から異論が出された。「当事者が「三者会談」に参加していることの重みは大きい」「守る会や被害者の意見・要望を反映させ続けるべきである」といった意見が相次いだ。

その結果、理事会として案の修正を行い「守る会の組織活動が最小限に縮小されて以降も、被害者が確認書の精神を尊重する立場で「三者会談」に出席できるようにする」とした。

この変更に至る専門家からの意見は、各地の公害問題を研究したり事件被害者の救済活動に関わってきたりした経験から得た知見を踏まえた、協力専門家としての意見であった。守る会も「当事者としてかわり続けることの重要性」を再認識し、その意見を受け入れ、今後の救済に可能な限り関り責任を果たすという意思を確認した。

引き続き、恒久救済における専門家の果たす役割は貴重であるといえる。



救済事業の内容について議論する専門家

5. 事件発生 70 周年記念行事と恒久救済完遂の展望

2025 年は森永ひ素ミルク中毒事件が発生してから 70 年という節目の年である。この年に、守る会と森永乳業、すなわち被害者団体と加害企業が主催し、厚生労働省（国）とひかり協会が後援する形を取り、関係四者がこぞって結集する行事が取り組まれる予定である。

40、50、60 周年に続く 4 回目の記念行事として、和歌山県の高野山において「記念式典」と「合同慰霊祭」が開催される。記念式典の意義は、第一に「亡くなられた被害者に対する慰霊の場」であり、第二に「二度と同じような事件を繰り返させないという決意の場」であり、第三に「恒久救済完遂のために関係者が協力を続けるという誓いの場」である。



守る会と森永乳業による合同慰霊祭

2025 年 3 月の理事会において、「終生にわたる構想」が決定された。この中で、すべての被害者が亡くなるまで救済事業を実施することが明記された。「守る会の提言」に基づいてひかり協会理事会が案を作成し、三者と協力専門家による検討を経て決定したものである。

「三者会談方式」による被害者救済を完遂させることを明確にした、「恒久対策案」にも匹敵する将来構想である。

70 周年記念行事は、ひかり協会を含む関係四者によって、その将来構想に沿った恒久救済完遂を誓い合う場となるであろう。

関係四者が誠実に責任を果たし、「三者会談方式」による救済事業にそれぞれの立場で協力し、信頼し合うという関係が維持・強化されるならば、被害者救済は必ずや完遂されるであろう。

ひかり協会は、救済機関として、また公益法人として誠実にその責任を果たし、被害者救済完遂に向け力を尽くさなければならない。恒久救済の道を求めて 50 年間歩んできた歴史を振り返り、明日の歩むべき道を切り開いていくことが必要である。

